

議案第 8 号

木津川市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

木津川市福祉医療費の支給に関する条例（平成 1 9 年木津川市条例第 1 2 0 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

障害者に係る福祉医療費助成事業について、府の制度拡充に合わせ、新たに精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者及び 2 級所持者の一部を助成対象とすること等に伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市福祉医療費の支給に関する条例（平成１９年木津川市条例第１２０号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（対象者） 第２条 この条例により、福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、<u>市</u>の区域内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は別表に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の被保険者、組合員若しくは被扶養者（以下「被保険者等」という。）であるものとする。ただし、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）により医療費の支給を受けることができる者は、<u>この限りでない</u>。 （１） 身体障害者福祉法（昭和２４	（対象者） 第２条 この条例により、福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、<u>本市</u>の区域内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は別表に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の被保険者、組合員若しくは被扶養者（以下「被保険者等」という。）であるものとする。ただし、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）により医療費の支給を受けることができる者は<u>除く</u>。 （１） 身体障害者福祉法（昭和２４

年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けた者のうち、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から3級までに該当する者

(2) (略)

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受け、その障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の1級に該当する者

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項の認定を受けた結果、その障害等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の1級から2級に変更となった者。ただし、当該精神障害者保健福祉手帳に記載された有効期間の

年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級から3級までに該当する者

(2) (略)

到来する日までの期間内にあるものに限る。

(5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の2級に該当し、かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の3級に該当する者

(6) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の2級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数がおおむね50以下と判定された者

(7) (略)

(8) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認めた者

2 知的障害者福祉法第16条に規定する障害者支援施設等又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設に入所したことにより、当該施設の所在する場所に住所を

(3) (略)

(4) 前3号に定める者のほか、市長が必要と認めた者

2 知的障害者福祉法第16条に規定する障害者支援施設等又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設に入所したことにより、当該施設の所在する場所に住所を

変更したと認められる者であつて、当該施設に入所をした際市の区域内に住所を有していたと認められるものは、前項の規定にかかわらず、対象者とする。

(支給制限)

第3条 前条の者について次の各号に規定する基準額を超えないときは、福祉医療費を支給する。

(1) 前条第1項第1号から第6号まで又は同条第2項に該当する者について、本人又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻と同様の事情にある者を含む。）若しくはその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主としてその者の生計を維持するものの前年の所得（1月から7月までの間は、前々年の所得）が、福祉医療助成事業費補助金交付要綱（昭和50年京都府告示第294号）第2項第1号に規定する額

(2) 前条第1項第7号に規定する者について、その世帯の主たる生計を維持する者の前年の所得（1月から7月までの間は、前々年の

変更したと認められる者であつて、当該施設に入所をした際本市の区域内に住所を有していたと認められるものは、前項の規定にかかわらず、対象者とする。

(支給制限)

第3条 前条の者について次の各号に規定する基準額を超えないときは、福祉医療費を支給する。

(1) 前条第1項第1号、同項第2号又は同条第2項に該当する者について、本人又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻と同様の事情にある者を含む。）若しくはその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主としてその者の生計を維持する者の、前年の所得（1月から7月までの間は、前々年の所得）が、福祉医療助成事業費補助金交付要綱（昭和50年京都府告示第294号）第2項第1号に規定する額

(2) 前条第1項第3号に規定する者について、その世帯の主たる生計を維持する者の前年の所得（1月から7月までの間は、前々年の

所得) が福祉医療助成事業費補助 金交付要綱第 2 項第 2 号に規定す る額	所得) が福祉医療助成事業費補助 金交付要綱第 2 項第 2 号に規定す る額
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の木津川市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、令和 6 年 8 月 1 日以後に受けた診療分について適用し、令和 6 年 7 月 31 日以前に受けた診療分については、なお従前の例による。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 8 号 木津川市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について		
担 当 課	国保年金課 医療係		
提 案 事 項 の 概 要 等 (必要性、効果等)	重度心身障害者の健康の保持と保健の向上に寄与するため、現行の身体障害者手帳 1 ～ 3 級及び療育手帳 A ・ B を所持する者を対象としている福祉医療費助成制度（障害）の対象者に、府の制度拡充に合わせ、精神障害者保健福祉手帳所持者（1 級及び 2 級の一部）を加えます。		
提案に至るまでの経緯	・重度障害者医療助成制度に係る市町村担当課長会議にて京都府制度拡充方針案の説明（令和 5 年 9 月 5 日） ・調整会議（令和 5 年 1 1 月 1 5 日） ・政策会議（令和 5 年 1 1 月 2 0 日）		
市 民 参 加 の 状 況	☐ 有 ☒ 無		
市総合計画の位置付け	基 本 方 針	2	誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政 策 分 野	3	健康
	施 策	②	福祉医療 ア. 安心医療の推進
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	☒ 単年度（令和 6 年度） ☐ 複数年（ 年度）		
	148,169 千円 福祉医療費（障害者）助成事業費		
将来にわたる効果及び経費の状況	重度心身障害者の健康の保持と増進に寄与するため、精神障害者保健福祉手帳所持者（1 級及び 2 級の一部）を福祉医療助成対象とし、経済的負担軽減を図ります。		